

震災時等の仮貯蔵・仮取扱いの 事前手続きが可能となりました！

仮貯蔵・仮取扱いとは

指定数量以上の危険物を、消防法により許可された場所（危険物施設）以外で貯蔵・取扱いすることは禁止されていますが、消防署長等の承認を受けた場合には10日以内に限り、仮に貯蔵し又は取り扱うことができることとされています。

消防法第10条第1項（危険物の貯蔵・取扱いの制限等）

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

東日本大震災では

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等から、ガソリン、軽油、灯油等の燃料が不足し、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプを用いた車両への給油・注油等、平常時とは異なる危険物の取扱いや、避難所等をはじめ危険物施設以外の場所で一時的に暖房用の燃料を貯蔵するなど、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。



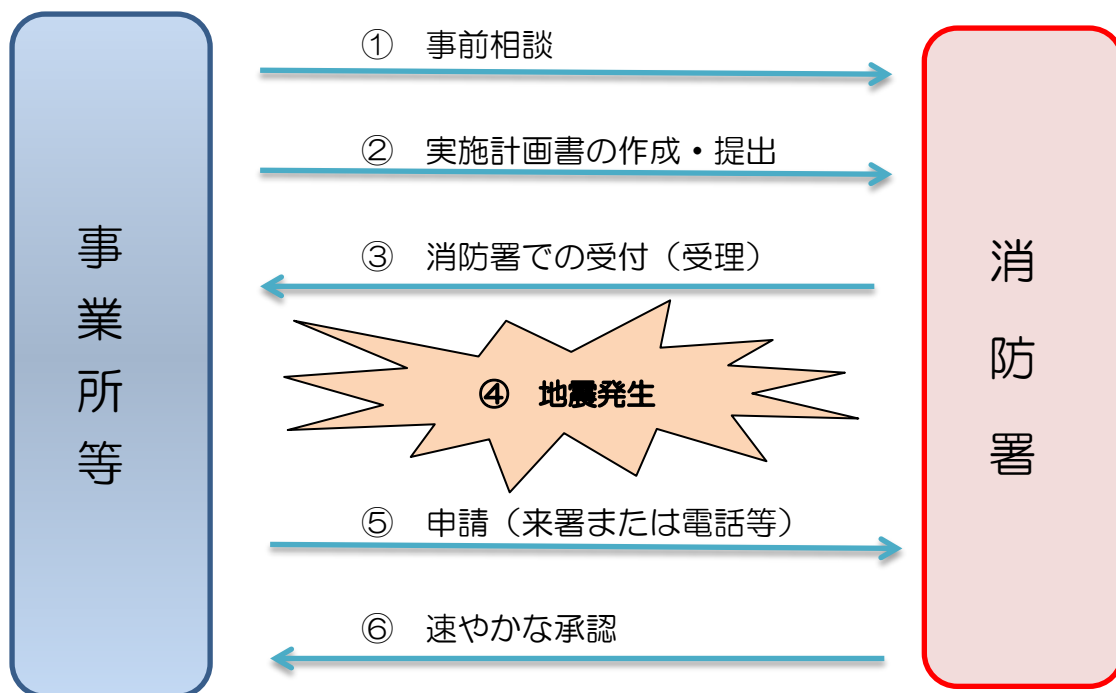
【ドラム缶による燃料の一時的な貯蔵例】

震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される形態例

- ① 移動タンク貯蔵所から車両・重機等への給油、ドラム缶等への注油等
 - ② 変圧器の修繕、点検のため変圧器内部の絶縁油の抜取り等
 - ③ 施設の改修、点検、解体をするための残油の抜取り等
 - ④ ドラム缶等の容器による車両等の燃料等の貯蔵
 - ⑤ ドラム缶等の容器から非常用発電機や仮設発電機への燃料の補給
 - ⑥ 救援物資等の集積場所における危険物の貯蔵 など
- ※ 上記の形態例以外の場合でも、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが想定される場合は管轄消防署までご相談ください。

震災時の仮貯蔵・仮取扱いの事前手続き

震災時等で被害状況により、危険物施設以外の場所で臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱うことが想定される事業所等は、仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材の準備等について事前に管轄消防署と協議した上で**実施計画届出書**を提出しておくことで地震発生後の申請から承認までの手続きを電話等によることができます。



危険物施設での臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時等に危険物施設において設備の故障に備えて予め準備された代替機器を使用する計画がある場合、または停電時に備えて非常用電源及び手動機器などの使用する計画がある場合は、事前に消防署に対して変更許可申請等を行うとともに、予防規程（該当する場合）の変更認可を受けた場合は、その範囲において危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要とせず、それらの機器を使用することができます。なお、臨時的に許可内容と異なる危険物の貯蔵・取扱いを行う場合には、仮貯蔵・仮取扱いの承認を得る必要があります。

《事例》

- 給油取扱所において給油継続のための非常用発電機の設置
- 地下貯蔵タンクから手動ポンプを用いた燃料の汲み上げ給油 など

【問い合わせ先】

嶺北消防署	51-0911	嶺北丸岡消防署	66-0119
嶺北あわら消防署	73-0119	嶺北三国消防署	82-6119